

第7次総量規制基準値（大阪湾-りん）

【検討対象の凡例】

- : 国が6次から変更を行った箇所(「業種その他の区分」の名称、「上限値」又は「下限値」)
- : 県の基準値として、現行のC値のまま変更しないもの（現行基準が国の示した上限・下限の間にあるもの）

項番号	備考	業種その他の区分	コード		県内 事業 場数	区 分	第7次基準値		
			業 種	工 程			国		兵庫県
							大阪湾		大阪湾
							下限	上限	基準値
2		畜産農業	002		0	Cpo	8	36	8
	2項の備考	総面積が50㎡以上の豚房施設を有するもの（第7次で新規に備考欄を追加）	002	21	0	Cpi	8	9	8
			002		0	Cpo	8	40	8
			002		0	Cpi	8	9	8
5		部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業（第6次「肉製品製造業」を変更）	005		0	Cpo	4	16	4
			005		0	Cpi	1	6	1
10		魚肉ハム・ソーセージ製造業	010		0	Cpo	3	6	3
			010		0	Cpi	1.5	3	1.5
22		砂糖精製業	022		1	Cpo	1.5	4.5	2.5
			022		1	Cpi	1	2	1
38		あん類製造業	038		0	Cpo	3.5	9	3.5
			038		0	Cpi	1	4	1
47		配合飼料製造業	047		1	Cpo	2	3	2
			047		0	Cpi	1	2	1
102		窒素質・りん酸質肥料製造業	102		0	Cpo	2	16	2
			102		0	Cpi	1	16	1
122		有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）							
	122項の備考	有機りん系農業原体製造工程	122	21	0	Cpo	2	16	2
			122		0	Cpi	1	2	1
138		合成香料製造業	138		0	Cpo	2	3.5	2
			138		0	Cpi	1	2	1
139		香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	139		0	Cpo	2	3.5	2
			139		0	Cpi	1	2	1
142		ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	142		0	Cpo	2	3.5	2
			142		0	Cpi	1	2	1
202		金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）							
	202項の備考(2)	アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	202	22	0	Cpo	8	16	8
			202		0	Cpi	1	6	1
204		電子回路製造業（第6次「プリント回路製造業」を変更）	204		0	Cpo	1	2.5	1
			204		0	Cpi	1	2	1
205		電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業（第6次「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）」を変更）	205		0	Cpo	1.5	3	2
			205		0	Cpi	1	2	1

国の告示改正により備考にCpoが新規に追加されたため、新たに基準値を設定しました。